（不要財産国庫納付関係）

1．独立行政法人通則法第46条の２第１項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第２条の２第１項の規定に基づき国庫納付を行った不要財産

（単位：円）

不要財産の内容		帳簿価額	不要財産となった理由	国庫納付の方法	国庫納付の額	国庫納付の年月日	減資額
預金	ＦＡＺ支援センター設置保証金（２件）	209,084,000	当該事業は終了しており、引き続き保有する必要がないため	現物	209,084,000	平成23年３月28日	209,084,000
	コンテンツ産業国際展開支援預託金	10,000,000,000	事業仕分け及び当該事業が終了していることから、引き続き保有する必要がないため	現物	10,000,000,000	平成23年３月28日	10,000,000,000
	対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター設置保証金（３件）	1,630,805,000	事業仕分けにより事業の実施方法を見直した結果、引き続き保有する必要がないため	現物	1,630,805,000	平成23年３月28日	1,630,805,000
	東アジア等経済協力開発事業（預金保有分）	72,600	事業仕分けにより事業の実施方法を見直した結果、引き続き保有する必要がないため	現物	72,600	平成23年３月28日	72,600
	日サ産業フレームワーク事業（預金保有分）	4,560	事業仕分けにより事業の実施方法を見直した結果、引き続き保有する必要がないため	現物	4,560	平成23年３月28日	4,560
合計		11,839,966,160			11,839,966,160		11,839,966,160

2．独立行政法人通則法第46条の２第２項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第２条の４第１項の規定に基づき国庫納付を行った不要財産

（単位：円）

不要財産の内容		帳簿価額	不要財産となった理由	国庫納付の方法	譲渡収入の額	国庫納付の額	国庫納付の年月日	減資額
有価証券	利付国債（285回）―東アジア等経済協力開発事業	10,381,213,702	事業仕分けにより事業の実施方法を見直した結果、引き続き保有する必要がないため	譲渡収入	10,989,291,079	10,989,291,079	平成23年３月28日	10,399,927,400
	利付国債（288回）―日サ産業フレームワーク事業	2,392,858,644	事業仕分けにより事業の実施方法を見直した結果、引き続き保有する必要がないため	譲渡収入	2,520,255,976	2,520,255,976	平成23年３月28日	2,399,995,440
合計		12,774,072,346			13,509,547,055	13,509,547,055		12,799,922,840

3．独立行政法人通則法附則第３条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令附則第２条の規定に基づき国庫納付を行った不要財産

（単位：円）

不要財産の内容		帳簿価額	不要財産となった理由	国庫納付の方法	譲渡収入の額	国庫納付の額	国庫納付の年月日	減資額
預金	ＦＡＺ支援センター土地・建物（３件）	116,995,000	当該事業は終了しており、引き続き保有する必要がないため	譲渡収入	116,995,000	116,995,000	平成23年３月28日	928,800,000
合計		116,995,000			116,995,000	116,995,000		928,800,000

（重要な債務負担行為）

該当する事項はありません。

（重要な後発事象）

該当する事項はありません。